

<p>国鉄改革完遂！ 当たり前の労働運動を 前進させよう！ JR 東海労に 結集しよう！</p>	<p>J R 東海労</p>	<p>静岡</p>	<p>J R 東海労働組合静岡地方本部 〒420-0851 静岡市葵区黒金町 68 番地 N T T 054-284-3608 発行責任者 半場弘恭 2023年6月8日 No.47</p>
--	-------------------------	-----------	---

台風 2 号の影響で電車通勤できず タクシーで出勤したが直ちに休憩？？ 待機時間は労外という横暴！

台風 2 号と梅雨前線の影響で、静岡県内では線状降水帯が発生し、6 月 2 日から 3 日まで東海道線・身延線・御殿場線で運休が発生しました。このため、乗務員は出先地で取り残され、通常の方法で出勤できない社員、運輸区で待機となった社員もいました。また、帰宅できない社員もいました。また、電車が運転していないためタクシーにて職場に向かった組合員がいました。しかし、出勤すると助役から「列車が動きはじめたら、いでも乗務できるよう運輸区内で待機してくれ」「乗務まで休憩」と理解に苦しむ指示が出ました。そもそも、所定の通勤手段を変えてタクシー通勤を指示しておいて、出勤するやいなや休憩とは、わざわざタクシーで出勤した意味がありません。中には、10 時間も待機していた乗務員もいます。そもそも待機している時間は労働時間であるはずで、乗務員勤務に日勤予備があるように、何時でも乗務できる体制で待機していることは立派な労働です。そもそも、運輸区内で待機することは、業務指示であり、労働者が会社の指示命令下において拘束されているということであり立派な労働です。待機時間は全て労働時間です。

タクシーで出勤時刻に遅れたら出勤遅延？

ある職場では、タクシーで出勤するよう指示され「出勤時刻に遅れたら出勤遅延だから」と暴言を吐いた現場長がいたようです。考えられないことです。

通常交通手段で出勤できないため、タクシー通勤を指示したことは、道路の被災や、鉄道の運休による自家用車利用による渋滞も発生すること、タクシー利用者も殺到しタクシーに乗車するまで時間がかかることから、出勤時刻に間に合わないことが容易に予想できるはずで、このような、恫喝ともとれる暴言は許されません。当該社員には謝罪すべきです。